

東日本大震災に伴う国土交通大臣の指定する 公共工事の特例について（お知らせ）



このたびの震災で被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

皆様の安全と一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

東日本大震災からの復旧・復興を図るため、地域経済の活性化や雇用創出につながる施設の工事などにおいて、建設会社が円滑に着工資金を確保できるように、国土交通大臣の指定する公共工事の特例が設けられ、前払金保証事業の対象が拡大されました。

国土交通省告示第158号(平成24年2月10日)

東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例

東日本大震災からの復旧若しくは復興に係る施設若しくは設備の整備に関する補助金又はこれに類するものの交付を国又は地方公共団体から受けている法人その他の団体又は個人の発注する工事及び測量であって、2以上の法人その他の団体又は個人が計画的に実施するものその他の公益性が高いものとして国土交通大臣が認めるものについての昭和39年建設省告示第1333号(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条の規定に基づき国土交通大臣の指定する公共工事)第6号の規定の適用については、同号中「法人(営利法人を除く。)」とあるのは、「法人その他の団体又は個人」とする。

詳細については、弊社の各支店にお問い合わせください。
各支店の連絡先は、弊社ホームページにてご確認いただけます。

http://www.wjcs.net/info/hon_shiten.html